

岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱 新旧対照表

下線部が改正部分

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>次</u>に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p><u>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に</u></p> | <p style="text-align: center;">岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号</u>に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> |

関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(略)

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（20%未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認

(略)

(変更承認申請等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請してその承認を受けなければならない。

を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 住所及び補助事業者名に変更があったときは、速やかに知事に届け出ること。

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとするときは、岐阜県喀痰吸引等研修事業（変更交付・中止・廃止）申請書（別記第3号様式）により申請するものとする。

(略)

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 前項の規定により承認を受けようとするときは、岐阜県喀痰吸引等研修事業（変更交付・中止・廃止）申請書（別記第3号様式）により申請するものとする。

(略)

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。